

医療保険が改正され、10月1日から 国民健康保険と老人保健が変わりました

◆高額療養費と高額医療費の自己負担限度額(月額)

◎ 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)が、一部引き上げられました。

《9月30日まで》

所得区分	3回目まで	4回目以降 ※2
一般	72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算する	40,200円
上位所得者 ※1	139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算する	77,700円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

《10月1日から》

所得区分	3回目まで	4回目以降 ※2
一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算する	44,400円
上位所得者 ※1	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算する	83,400円
住民税 非課税世帯	35,400円 (変更なし)	24,600円 (変更なし)

⇒

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円(9月30日までは670万円)を超える世帯

※2 過去12か月の間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

◎ 70歳以上または老人保健で医療を受ける方の自己負担限度額(月額)が、一部引き上げられました。

《9月30日まで》

所得区分	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
現役並み 所得者 ※3	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算する ※4回目以降は40,200円
低所得Ⅱ ※4	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※5		15,000円

《10月1日から》

所得区分	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円 (変更なし)	44,400円
現役並み 所得者 ※3	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算する ※4回目以降は44,400円
低所得Ⅱ ※4	8,000円 (変更なし)	24,600円(変更なし)
低所得Ⅰ ※5		15,000円(変更なし)

⇒

※3～5の所得判定基準については担当課へお問い合わせください。

◆70歳以上で現役並みの所得がある人の自己負担割合

9月30日まで 2割負担 ⇒ 10月1日から 3割負担

◆出産育児一時金の支給額

9月30日までに出産した場合
1児につき 300,000円 ⇒ 10月1日以降に出産した場合
1児につき 350,000円

くわしくは

市民課 ☎21-5110
日光総合支所市民課 ☎54-1111
藤原総合支所市民課 ☎76-4104
足尾総合支所市民環境課 ☎93-3111
栗山総合支所市民環境課 ☎97-1114